

議長	副議長	局長	次長	議事調査係長	総務係長
委員長	副委員長	書記			
会議記録					
会議の名称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室	
				担当職員 藤村	
日時	平成25年3月7日(木)		開議 午前 10 時 00分		
				閉議 午後 2 時 08分	
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 木曾議長				
執行機関出席者	山内政策推進室長、田中安全安心まちづくり課長、井上安全安心まちづくり課安全安心係長 竹井企画管理部長、俣野夢ビジョン推進課長、中川人事課長、片山人事課副課長 門生涯学習部長、小林人権啓発課長、橋本人権啓発課啓発振興係長 岸総務部長、西田総務課長、栗林自治防災課長、田中自治防災課自治振興係長 辻田教育部長、中川教育部次長、福井教育総務課長、山本学校教育課長				
事務局	今西事務局長、藤村次長				
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市民 1名	報道関係者 0名	議員 0名	

会議の概要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

10:02～

政策推進室

(1) 第42号議案 亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 第43号議案 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

政策推進室長 挨拶

安全安心まちづくり課長 説明

< 質疑 >

< 堤委員 >

今回の条例整備により、暴力団と判明したら公から排除することが規定されたが、それ以外の民間に関することはどう考えているのか。

< 政策推進室長 >

本条例で対処すべきこととできないことがある。例えば暴力団であっても住民票を置くことは拒否できない。憲法に定める人権、居住権が保障されており、暴力団だから住まわせないということとはできない。暴力団であるから必ず危害を加えるとは言え

ないが、組織の一員であることは確かであるので警察に委ねなければならない。警察に確認したところ、亀岡市内には現在構成員はいない。ただ、京都府下には2つ組織があり、会津小鉄会系で420名、山口組系で460名の組織員がいるとのこと。民間のところまで行政がすることはできない。

<堤委員>

暴力団が市に関わることについては許さないが、それ以外のことはたとえ市内で暴力団が営利目的で活動しても行政はタッチせず、警察に任せるという解釈でいいのか。

<安全安心まちづくり課長>

暴力団排除条例の中で、市の責務、市民等の責務が明記されている。市の施策については暴力団排除条例によって排除していく。市民の責務についても事案があれば市に情報提供するということになっている。大元の暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の中で都道府県暴力追放推進センターが設けられることになっており、京都府でも京都市に一つある。同センターと協力し、民間における対処指導をしていく方向で進めている。

<田中副委員長>

関係例規について総合福祉センターはどうなっているのか。

<安全安心係長>

各施設の利用については市暴力団排除条例第8条「市が設置した公の施設の使用の不承認等」で一般使用について対応する。目的外使用については別に改正する市財務規則で規制することになる。総合福祉センターはそれが適用される。

<田中副委員長>

それならば一覧にある亀岡会館等の目的外使用の改正も不用では。

<安全安心係長>

ギャラリーかめおかと亀岡会館は個別の要綱があるために改正する。その他は個別の要綱を持たず財務規則での運用となる。

(政策推進室 退室)

~ 10 : 23

10 : 26 ~

企画管理部

(1) 第 4 4 号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

企画管理部長 挨拶

人事課長 説明

<質疑>

<並河委員>

3カ年にわたり段階的に下がるが、金額がどのくらい下がるのか。

<人事課長>

退職金は勤務年数等により違いがあるが一人当たり400万円前後の減額になる。平成25年度では、トータル3,200万円程度の減額になるが、退職者の人数により変わってくる。

<西村委員>

本市は年度で改定予定だが、警察等は2月末改定のため早期退職者が相次いだ。改定時期は市独自で決めるのか。本市で早期退職者はいるのか。

< 人事課長 >

見直し時期は各地方公共団体毎に決める。国が25年1月1日であり、それに準拠して財政状況等鑑みて日程を決めている。京都府は3月1日であった。京都府下の他市も1市を除きほとんどが25年4月1日からの改定。勸奨の時期も終わっていたこと、早期退職となれば体制的にも困難であること、職員への周知期間も必要であること、生活保障の関係もあり4月1日改定とした。国は9カ月ごとの見直しとしているが、それも難しく、年度毎3カ年での見直しとした。現在、この改定に関わっての早期退職者は出ていない。

< 西村委員 >

ラスパイレス指数は国と比較してどうか。

< 人事課長 >

市はH23年度で97.1%、H24年度で97.5%。国は現在7.8%の減額を行っているので105.6%。しかしこれは時限立法なので通常ベースだと97.5%である。

< 石野委員 >

年度ごとに下がっていくが、駆け込み退職があれば業務に支障はないのか。教職員のようなことが起こらないか。

< 人事課長 >

年度途中で改定されたところは、定年退職を迎える方には一定金額の減額となり、駆け込みということになったのかと思われる。1年務めることによる給料は下げ幅よりは大きいので、多くの退職者が出ることは考えにくい。

< 堤委員 >

7級部長級の退職において、3年後に87/100となった場合、この3月に退職する場合と比較するとどれくらい減額となるのか。

< 人事課長 >

現在、7級職員の退職手当は約2,900万円だが、3年後は2,400万円ほどになる。これは35年勤務の部長級の例である。

< 並河委員 >

国に準じずに引き下げをしないということではできないのか。

< 人事課長 >

従前も地方公務員法にある均衡の原則により国に準拠して措置してきた。民間と合わせて上がった時は120/100という時もあった。下げる時だけ準じないというのは理解が得られにくい。

(2)第57号議案 亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

夢ビジョン推進課長 説明

< 質疑 > なし

(企画管理部 退室)

~ 10 : 45

10:49～

生涯学習部

(1)第45号議案 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

生涯学習部長 挨拶

人権啓発課長 説明

< 質疑 >

< 堤委員 >

新築後の運営主体は。団体が入る計画はあるか。

東部文化センターも耐震工事が実施される。保津文化センターの3館を人権の拠点とし、馬路文化センターは近い将来廃止していくと聞いたが、老朽化しているものを使用できる間は使用するのか。または、建て替えて新たな公の施設として利用する等の計画はあるのか。

< 人権啓発課長 >

運営は市である。今のところ他の団体に任せるということはない。

< 生涯学習部長 >

中核館についてはあり方懇談会で一定の方向性を示していただいた。それを受けて実施計画的なものを立てて協議していくべきかと考える。目標としてH25から3年間で方向性の細部を詰めていきたい。天川文化センターは市で最初に設置し老朽化も激しかったので新築移転、東部文化センターは耐震化とエレベーター設置、保津は今後の協議を考えている。馬路は規模の見直しもしながら地域で指定管理も含めて管理をしていただける方向性を見いだせるよう協議していきたい。

< 中村委員 >

あとの2館も今後名称が統一されていくのか。

< 生涯学習部長 >

今後3年間でそれぞれ地域の特異性、特殊性も考慮して変更していきたい。市立文化センター条例の中での変更か、それぞれの条例としていくのかも考えていきたい。

< 並河委員 >

お知らせ版に名称募集が掲載されていたが応募状況は。

介護に係る事業内容もあるのか。内容がわかれば説明されたい。

< 人権啓発課長 >

愛称を募集しており18名の方から33件応募があった。2月14日の選考委員会(建設委員3名と事務局)で「ミルキーウェイ」と決定した。天の川、銀河という意味。天の川はたくさんの星がつながって川となることから人と人とのつながりを大切にする交流の場ということでミルキーウェイとした。篠町馬堀の女性の方からいただいたものである。

介護に特化するわけではないが、NPOが宅配で給食サービスをされており、それを充実される。市の事業だけでなくいろいろな団体の方が事業を展開できるようなセンターにしていきたいと思っている。駐車場では朝市等広く使っていただきたいと考えている。

< 堤委員 >

市が考えている人権以外の団体が利用を希望した時の使用料等は考えているのか。

< 人権啓発課長 >

従来通り文化センター使用料条例による。

<生涯学習部長>

事務所の移転は4月から行い、正式な竣工セレモニーはゴールデンウィーク明けに行う予定をしている。その節はよろしく願います。

(生涯学習部 退室)

~ 11:02

(休憩)

1:14~

総務部

(1) 第8号議案 平成25年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算

(2) 第12号議案~第41号議案

平成25年度亀岡市亀岡財産区特別会計他29財産区特別会計
予算

総務部長 挨拶

自治防災課長 説明

議案説明後、昨年、河原林財産区で起きた事故についてその後の対応を説明。
労災申請し2月20日付けで遺族年金等の決定がなされ、遺族への対応が終了した。
全財産区へ労災保険への加入を促す考えである。

<質疑>

<堤委員>

曾我部山林だけが特別会計で別になっている理由は。

財産区ごとに山の下刈り等に町民が出ているが、不参加の場合、不参加金を徴収されるところがある。不参加金の収入は地元管理ではあるが市は把握しているのか。

<自治防災課長>

財産区の設置は地方自治法により、市町村の合併時に財産区に関する協議を行い財産区が設置できるとなっている。任意の設置は出来ない。曾我部山林については、合併前の昭和29年に曾我部村が学校林であった曾我部町犬飼川西1の2、山林388,495㎡を曾我部農協に寄附された。その後昭和34年に曾我部農協が市に寄附を申し入れ、市が受託している。すでに合併協議は終了しているので財産区としての設置はできない。市は昭和38年に亀岡市山林の管理及び処分に関する特例条例を設置し、同条例第8条により特別会計としているものである。不参加金については承知しているが、おっしゃる通り地元管理となっているので把握はしていない。

<堤委員>

財産区が招集して事業を行い、不参加金を徴収しているのにいくら集まって何に使っているかわからないということか。

<自治防災課長>

参加されている方へのジュース代等に使われていると推測するが、詳細については

把握していない。

<堤委員>

不参加金については大きな反発を受けている。今日の状況では山の木が売れる状況ではなく、ただ環境保全のために木を植えているようなもの。何十年か経ったら利益としてそれぞれのところに返還されるのならまだしもそうでないなら不満が出る。しかし、そうでもしなければ管理が成り立たない。1回不参加で5,000円徴収となると相当の額になる。どれだけの参加、不参加があるのか等ある程度は市が把握しておく必要があるのではないか。

<自治防災課長>

把握に努める。

<総務部長>

ご指摘の件は財産区に限らず町内会の清掃等でも見受けられ、通常は会計に入らないが、会計に入れるべきとも思う。把握に努めたい。

<西村委員>

労災認定について、大変ご苦労であった。感謝する。特に山林事故は大きな事故につながる可能性のある仕事内容であるので保険加入の指導をよろしく願います。

(3)第47号議案 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

総務課長 説明

<質疑> なし

(総務部 退室)

~ 11 : 42

11 : 43 ~

教育部

(1)第46号議案 亀岡市若木の家条例の制定について

教育部長 挨拶

学校教育課長 説明

<質疑>

<石野委員>

26年が経過し、整備に経費がかかるのではないか。使用料を徴収する限りはしっかりとした施設でなければならない。社会教育団体が使用する場合の減免制度もしっかりと願う。

<学校教育課長>

26年経過しているが、内部、建屋は十分使用可能な状況である。使用料の減免は野外活動センター等を参考に免除、5割減免等規則に定めていきたい。

<西村委員>

古いものに多くの修繕費用をかけるが、使用料を徴収すると利用者が減り、経費の

無駄になるのではないか。100人収容の宿泊施設となれば火災の心配もしなければならぬが消防法に合致しているのか。

< 学校教育課長 >

消防法についてはよく把握していないが、これまでからも宿泊施設であったのでクリアしていると思われる。現在、全体で5,000人強の利用があり、これまでからも利用方法等変更の旨、H23、H24の利用団体を対象に説明会を開いて説明している。70%が太鼓連合会、障害者太鼓であるが有料でも使用したいという意向は聞いており、利用者が激減することはないと思われる。

< 吉田委員長 >

消防法関係については後程報告されたい。

< 中村委員 >

年間の維持経費は。 使用料の試算はどれぐらいか。

< 学校教育課長 >

H23は約300万円強。平年ベースである。 H23の利用実績だと減免後約85万円の見込み。

< 中村委員 >

それでは指定管理に移行するのは難しいと感じる。十分検討されたい。

< 堤委員 >

社会教育施設として位置付けるということだが、太鼓連合会等以外の多様な団体の利用はあるのか。もう少し詳しい資料を提出されたい。当初の目的に沿った利用はほとんどないが、施設があり、まだ使用できるので何とか使っていこうとしているのか、こういう利用形態があるので教育委員会として必要であるので条例改正してやっていくのか、根拠を明確に示されたい。

< 吉田委員長 >

資料は提出できるか。目的変更にかかり、いろいろな検討はしたのか。

< 学校教育課長 >

資料提出する。5,000人強の利用があり、自然環境に恵まれた施設であるので今後も継続して市民ニーズに応えていきたいという趣旨で設置管理していきたいと考えている。

< 吉田委員長 >

後程、資料提出願う。

< 西村委員 >

宿泊施設は今時は耐火構造で1室が燃えても他に広がらないようになっている。木造で市が管理すとなれば大きなリスクを抱えると思うが、そのあたりの議論はされたか。

< 学校教育課長 >

施設利用において、火器を使うのは自炊であるのでガス、風呂は灯油を使う。部屋の暖房については器具を設置していない。

< 西村委員 >

火災が起こった時のリスク、万一死者等が出た場合のリスクの議論はしたのか。

< 教育部長 >

宿泊施設であるので消防法の届出もあり、防火管理者もおいている。宿泊に伴うリスクはあると思うが、火を使うのは研修室の1室のみであるのでしっかりと対応していきたい。この施設が今後有効に活用できるよう今回の変更をするものである。

< 西村委員 >

リスクは大きい。

< 木曾議長 >

若木の家については、予算、決算を含めて10年ほどずっと言い続けてきたが、廃止も含めて検討し、今回の改正になったのか。議会では利用、管理について全面的に見直すよう言い続けてきたが、なぜ今になったのか。検討経過も含めて説明されたい。

< 教育部長 >

以前から若木の家のある方については議論をいただき、国の学校関係補助金を受けて設置した施設であるので耐用年数25年を目途に見直していきたいと申し上げてきたところである。廃止の議論もしたが、5千人余りの利用があるのも実際であり、施設的にも25年つぶすのはもったいなく、より有効に利用していただきたいとの思いから今回の提案となった。

< 木曾議長 >

昭和62年に出来た時から設置目的が生かされていないまま経過し、亀中利用から社会教育団体の利用にしなければ成り立たなくなってきた。その方向で来て今回の条例改正になったと思うが、当初の目的を徹底すべきであった。そのことをしっかり議論すべき。今利用している5千人は目的外での利用である。将来を見据えて設置しなければ負担ばかりが増えることになる。先ほどの意見のように火災のこともしっかり考えるべき。宿泊は外せばどうか。宿泊は5千人のうち何人か。

< 吉田委員長 >

予算も上がっているのに予算審議の前に採択するのは少し疑問がある。

< 並河委員 >

宿泊時に管理者はいるのか。

< 学校教育課長 >

現状、夜は管理者はいない。

~ 12 : 12

行政報告

いじめ調査結果について

教育部次長 説明

別紙資料参照

体罰について

教育部長 説明

国、府からの通知があり、2月から実態把握調査をしてきた。児童生徒にはアンケート、教職員には自己申告と管理職による聞き取り、保護者には相談窓口を通じて実施。結果、中学の部活動において体罰事象と見られるものが2件報告されている。いずれも生徒へのけが等は無いが、体罰を受けた複数の生徒、保護者へは事情説明し謝罪し、同クラブ員にも事情説明し謝罪した。教育委員会としても今後、教員から事情聴取し対応を検討していく。非常に残念なことであり、申し訳なく思っている。

(教育部 退室)

(休 憩)

~ 12 : 22

13:30～

<吉田委員長>

第46号議案、若木の家条例については、予算にも上がっているのに、予算特別委員会の採決後に常任委員会の採決を採りたいが日程的に可能か。

<事務局>

可能である。

<吉田委員長>

日程的には可能であるが、その取扱いでよいか。

- 全員了 -

<吉田委員長>

26日の予算特別委員会終了後、常任委員会を開催し、第46号議案を採決することとする。

- 全員了 -

<事務局> 教育部からの追加資料の説明

<西村委員>

宿泊施設であれば大幅な改築があると思われる。

<吉田委員長>

予算特別委員会の審査の中で議論いただき、その後総務文教常任委員会で討論採決する。

4 討論～採決

討論

<吉田委員長>

第46号議案を除いて討論に入る。第8号議案及び第12号議案から第41号議案までの討論を。 - なし -

第42号議案及び第43号議案の討論を。 - なし -

第44号議案の討論を。

<並河委員>

第44号議案に反対の討論をする。国家公務員退職手当法等は、十分な審議なしに強行可決され、それを地方に押し付けるものである。本市は年度当初の施行だが、全国的に実施時期が異なり、混乱を招いている。モデルケースで約400万円の引き下げということだが退職後の生活設計が大きく狂うという重大な不利益を伴い、地域経済に与える影響も大きい。詳しくは本会議で述べる。

<堤委員>

賛成の立場で討論する。国と地方の給与改定はラスパイレス指数100を基本に人事院勧告ベースで進めてきた。退職金制度そのものも国に準じてあげてきたことがある。国に準じて地方が決定することはおかしいことではなく、企業、労働者の賃金も国家公務員がベースとなる。準じるのは当然である。

<吉田委員長>

第45号議案の討論を。 - なし -

第47号議案の討論を。 - なし -

第57号議案の討論を。 - なし -
以上で討論を終結する。

採決

<吉田委員長>

これより採決に入る。賛成者は挙手願う。

第8号	全員賛成	可決	
第12号～第41号	全員賛成	可決	
第42号	全員賛成	可決	
第43号	全員賛成	可決	
第44号	賛成多数（反対 田中、並河委員）	可決	
第45号	全員賛成	可決	
第47号	全員賛成	可決	
第57号	全員賛成	可決	

指摘要望事項 なし

<吉田委員長>

委員長報告の作成は正副委員長に一任願い、28日に確認いただく。

5 その他

議会報告会でいただいた意見・要望と回答について

<吉田委員長>

取扱いについて意見を出されたい。

- 別紙一覧のとおり -

全て、「参考」とする。但し、土地開発公社については、今後常任委員会の月例会の中で別途検討していく。

他都市先進地視察について

<吉田委員長>

常任委員会の先進地視察について、視察項目、視察先の希望はあるか。長野県上田市、福井県小浜市の給食、仙台市の小中一貫、鳥取県の芝生等考えられる。

<堤委員>

消防団関係を希望する。どこも入団者が減っているが防災に大きな役割がある。

<中村委員>

本市と同規模の自治体を参考にしたい。

<吉田委員長>

各自検討いただき、次回の常任委員会で再度検討願う。

次回月例会の日程、内容について

<吉田委員長>

日程は3月28日に改めて決定する。内容についてはどうか。先ほど話の出ていた

土地開発公社について、又は陳情の出ている学校給食について協議するか。

< 堤委員 >

今後の小中学校の在り方、川東は方向性が出たが、その他は現状のまま存続するのか、統廃合も含めた整備計画を教育委員会が策定し、今後有識者も交えて検討すべきと思うが、議会としても提案されてからの審査だけではなく、早め早めに提言も含めてやっていくべきと思う。そういう勉強会をしてはどうか。

< 吉田委員長 >

勉強会は大変いいことだが、それを月例会でするのか。政策研究会制度もある。月例会でするとすれば早い時期にか。

< 堤委員 >

4月月例会で一度取り上げ、秋ごろにその後の検討状況を聞いてはどうか。

< 吉田委員長 >

それでは、4月月例会では教育委員会に出席要請し、小中学校のこれからの整備計画と、放課後児童会と給食の件も合わせて協議することとしたいがどうか。

- 全員了 -

日程は後日決定する。

以上で本日の議事は終了した。次回、12日は午前中に継続分請願審査と学校給食に係る陳情を議題とし、午後から追加提案の補正予算を審査する。請願者及び陳情者からそれぞれ傍聴、趣旨説明の希望が出ているのでよろしく願う。それでは、本日はこれで閉議する。

14:08 閉議